文教委員会資料①

１　所管事務の調査（報告）

（１）小児医療費助成制度の拡充（案）について

資料１	小児医療費助成制度の拡充（案）について
資料２	小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）
資料３	小児医療費助成制度の拡充（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

こども未来局

（令和４年１１月１８日）

小児医療費助成制度の拡充（案）について

資料1

1　背　景

●少子化の進行

本市の年少人口（0～14 歳）は令和２年に約 19 万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれている。
また、合計特殊出生率の算定対象となる女性人口（15 歳～49 歳）についても同様に減少傾向が続く見込みである。本市においても少子化は避けられないものであり、その対策として子育て支援の充実が一層重要となる。

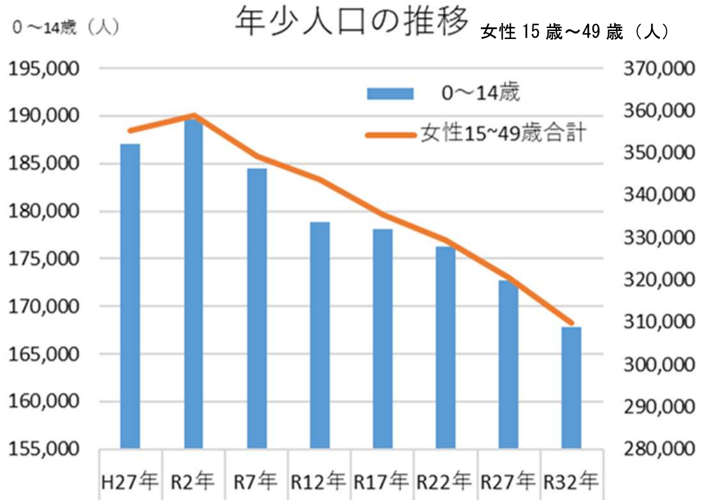

資料：令和２年国勢調査、
川崎市総合計画第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

●安心して子育てできる環境づくり

急速な少子高齢化の進行や都市化の進展に伴い核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化等による育児の不安が増大する中、子育て支援策の充実を図り、安心して子育てできる環境を持続的に確保することが求められている。

●社会経済の状況

新型コロナウィルス感染症の長期化、世界情勢の緊迫化による物価高騰が子育て世帯にも大きな打撃を与えており、医療費を心配せず安心して医療機関を利用できる本制度の重要性が増している。

●近隣都市の拡充の動き

令和４年４月現在で、通院医療費助成の対象を小学校６年生までとしているのは、県内市町村では川崎市のみとなった。また、東京都は令和５年度中に通院助成対象を高校３年生まで拡大（２３区においては所得制限、一部負担金も撤廃）することが決まっている。さらに、令和４年８月には横浜市が令和５年度中に現行制度の所得制限、一部負担金を撤廃し、中学３年生まで医療費を全額助成することを発表した。

2　制度拡充の考え方

小児医療費助成制度は、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるとの考えを基本に、川崎市として、また指定都市市長会、九都県市首脳会議等と連携し国に対して要望を行ってきたところであり、その考えは変わらず、引き続き、国に対し要望を行っていく。<u>国や本市の子どもを取り巻く社会経済環境を背景として、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実に向けた取組として、本市の小児医療費助成制度を拡充する。</u>

3　制度の変遷

本制度は川崎市小児医療費助成条例（平成７年１０月施行）に基づき実施しており、医療費助成により子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とし、これまで次の通り制度を拡充してきた。

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和等	
平成 ７ 年 10 月	２歳児まで（入院：中学生まで）	平成 ９ 年 ７ 月	１歳以上を緩和
平成 11 年 １ 月	３歳児まで		
平成 14 年 １ 月	４歳児まで		
平成 17 年 １ 月	５歳児まで	平成 18 年 ４ 月	１歳以上を緩和
平成 19 年 １ 月	小学校就学前まで		
平成 24 年 ９ 月	小学校１年生まで	平成 24 年 ６ 月	１歳以上を緩和
平成 27 年 ４ 月	小学校２年生まで		
平成 28 年 ４ 月	小学校３年生まで		
平成 29 年 ４ 月	小学校６年生まで	平成 29 年 4 月	一部負担金を導入（小４以上１回 500 円）
		平成 31 年 1 月	入院医療費助成の所得制限を廃止

※昭和４８年施行の乳児医療費助成条例（通院・入院０歳のみ、所得制限無し）は、本条例施行に合わせて廃止された。

4　本市助成制度について

【現在の制度】

年齢	０歳	１歳～小学校６年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分（※1）（２割）	保険医療費の自己負担分（※1）（未就学児２割、就学児３割（※2））	保険医療費の自己負担分（※1）（３割）
助成方法	現物給付（※３）	現物給付（※３）	償還払い（※4）
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり（通院医療費助成のみ）	なし

※１　食事療養標準負担額を除く。高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成
※２　小学校４年生～６年生は、通院１回あたり５００円を超えた額を助成
※３　県内の医療機関等を受診した場合には医療証を提示することで、原則として会計窓口での医療費の支払が不要
※４　医療機関等を受診した場合に、一旦、会計窓口で医療費の支払いをした後、助成の申請をして払い戻し

5　制度拡充の内容

●通院助成対象年齢を中学校３年生まで拡大

子どもの受療率（人口 10 万対）厚労省患者調査

平成29年10月

年齢階級	外来 総数	外来 男	外来 女
総　数	5 675	4 953	6 360
0　歳	7 276	7 439	7 105
1 ～ 4	6 517	6 670	6 354
5 ～ 9	4 377	4 495	4 253
10 ～ 14	2 764	2 899	2 623
15 ～ 19	1 923	1 734	2 123

- 子どもの受療率は成長とともに逓減する傾向にあるが、安心して子どもを産み育てることができるよう、市民ニーズや社会情勢を踏まえ、子どもの健やかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行っていくことが必要である。
- 指定都市等の状況を踏まえると、義務教育年齢である中学校３年生までの通院医療費助成が、標準的な水準となってきている。安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実として、本市においても**対象年齢を小学校６年生から中学校３年生まで拡大する。**

●所得制限の撤廃

- 医療費助成は経済的な支援であるとともに、子どもの健全な育成を図る児童福祉の視点からも大変重要なものであり、保護者の所得に関わらず医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。
- 指定都市等においては、通院助成対象年齢を中学校３年生までとするとともに所得制限の撤廃が標準となってきており、少子化対策や子育て支援への取組を強化する観点から、**所得制限を撤廃する。**

一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、保護者に一定の負担を求める**一部負担金は、維持する。**
  （小学校４年生以上／１回５００円）
  指定都市２０市中、１８市で一部負担金を導入している。（令和４年１０月現在）
- 低所得世帯への配慮として、**市民税所得割非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない**。

●拡充の時期

- 現行制度の医療証有効期限は令和５年８月３１日であり、制度の円滑な移行を目指し、拡充時期は令和５年９月とする。

6 拡充前後の比較(通院・入院)

通院助成対象者の拡大により、小児医療費助成制度全体として、次の通り変更が生じる。

【現行】

		0歳	1歳～小学校３年生	小学校4～6年生	中学生
助成対象		入院・通院			入院のみ
所得制限（通院）		なし	あり		
所得制限（入院）		なし			
助成範囲（通院）	所得制限額以上	保険医療費の自己負担分（２割）	対象外		対象外
	市民税所得割課税		保険医療費の自己負担分（未就学児２割、小学生３割）	保険医療費の自己負担分（３割）で通院１回当たり５００円を超えた額（院外薬局は全額助成）	
	市民税所得割非課税		保険医療費の自己負担分（未就学児２割、小学生３割）		
助成範囲（入院）		保険医療費の自己負担分全額助成（食事療養費標準負担額を除く）			
医療証	所得制限額以上	なし			なし
	所得制限額未満	交付			
助成方法（通院）		現物給付			
助成方法（入院）		現物給付（所得制限額以上は償還払い）			償還払い

【拡充後】

		0歳	1歳～小学校３年生	小学校4～6年生	中学生
助成対象		入院・通院			
所得制限（通院・入院）		なし			
助成範囲（通院）	市民税所得割課税	保険医療費の自己負担分（２割）	保険医療費の自己負担分（未就学児２割、小学生３割）	保険医療費の自己負担分（３割）で通院１回当たり５００円を超えた額（院外薬局は全額助成）	
	市民税所得割非課税		保険医療費の自己負担分（未就学児２割、小・中学生３割）		
助成範囲（入院）		保険医療費の自己負担分全額助成（食事療養費標準負担額を除く）			
医療証		交付			
助成方法（通院・入院）		現物給付			

7 拡充による事業費の推計

●現行の助成対象者と拡充の対象者数（R4.3 実績値）

現在の対象者数：　123,321 人

＋

新規対象者数：　67,645 人

（A）（B）（C）（D）

拡充後の対象者数合計：　190,966 人

※網掛け部分(A)、(B)、(C)、(D)が拡充対象

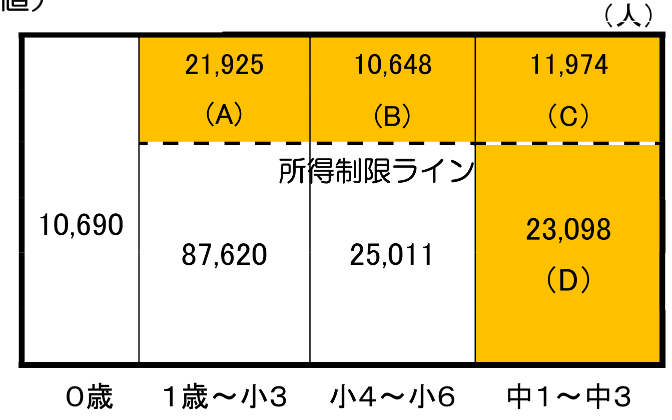

●拡充の影響額

【扶助費影響額 1,505,772 千円】（千円）

（A）	680,157
（B）	234,401
（C）	184,580
（D）	406,634

【事務費影響額 86,337 千円】（千円）

現在の事務費	323,960
拡充後の事務費	410,297

拡充影響額（年間概算）　15 億 9,210 万円

令和４年度予算額　45 億 9,700 万円

拡充後総額（年間概算）　61 億 8,910 万円

8 今後の対応

- 市民に対し市政だより、ホームページ、チラシ等を活用し、わかりやすく丁寧な説明・案内を行っていく。
- 事務処理センターを設置し、市民からの問い合わせ対応、対象者への申請勧奨、受付処理を効率的に行うとともに、オンライン申請も併用し、申請手続きに係る市民の負担軽減や利便性の向上を図る。
- 県内医療機関で円滑に助成を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体や審査支払機関（国保連・支払基金）と調整を行う。

9 スケジュール

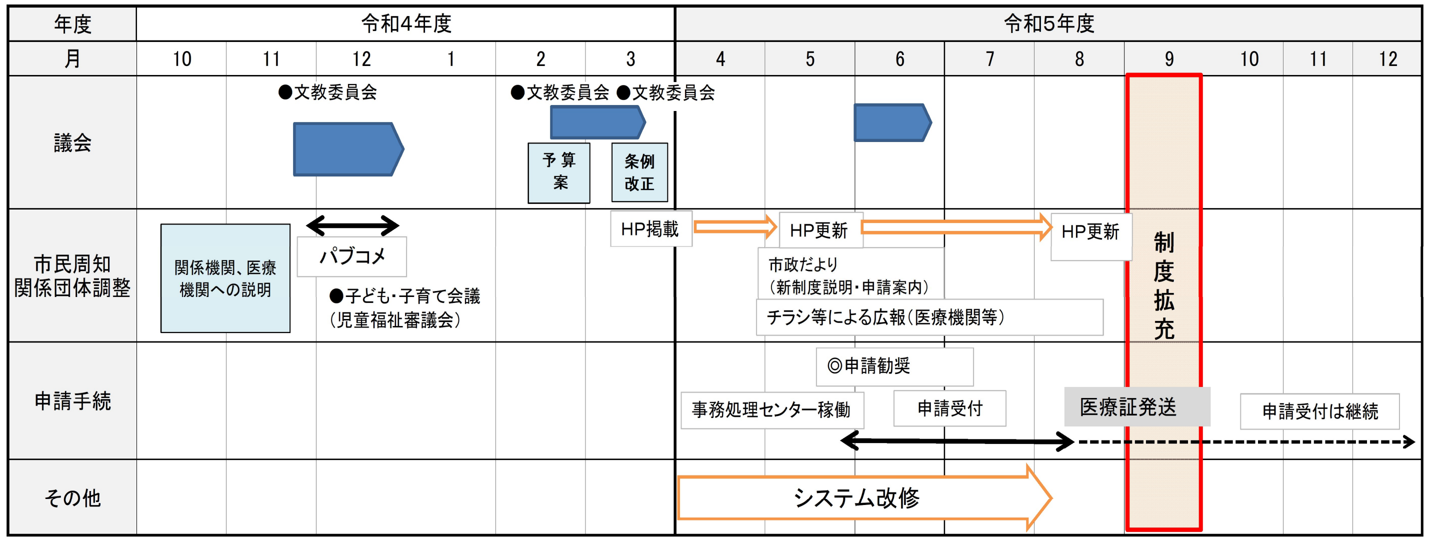

小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）

資料2

1　指定都市

令和4年10月現在

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金
	通院	入院		
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	＜通院＞ 0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠(新) ＜入院＞ なし	小学校4～6年生の通院のみ：1回500円 （市民税所得割が非課税の場合は、適用除外）
札幌市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠（新）	＜0歳～小学校6年生＞ 初診時：医科580円・歯科510円 ＜中学校以上＞ 入院医療費の1割（限度額あり） ※ただし、住民税非課税の場合は 初診時：医科580円、歯科510円
仙台市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠（新）	＜0歳～就学前＞ なし ＜小学校1年生以上＞ 通院：初診時500円、再診時は無料 入院：1回の入院につき10日目までは1日500円 （11日目以降は無料）
さいたま市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
千葉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	＜0歳～小学校3年生＞ 通院1回300円、入院1日300円 調剤1回300円（院外処方のみ） ＜小学校4年生～中学校卒業＞ 通院1回500円、入院1日300円 調剤1回500円（院外処方のみ） ※市民税所得割非課税なら一部負担なし
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳～2歳：なし 3歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	1歳児及び2歳児の保護者の所得が基準額以上の方は、通院1回につき500円までの窓口負担（院外処方及び入院は全額支給） 小学校4年生以上の通院のみ：1回500円 （市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし）
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠（新）	中学生以上の通院のみ：1回500円 （市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし）
新潟市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	通院：同一医療機関で月4回まで1日530円 入院：1日1,200円
静岡市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1歳～高校卒業の通院のみ：1回500円
浜松市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1歳～高校卒業の通院のみ：1回500円
名古屋市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし
京都市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	＜0～2歳＞ 通院及び入院：1月1医療機関につき200円 ＜3歳～中学校卒業＞ 通院：1月1医療機関1,500円 （1月1,500円を超えたとき償還する） 入院：1月1医療機関につき200円
大阪市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	小学生6年生まで：なし 中学生以上：児童手当制度に準拠（新）	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたときは償還する
堺市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたとき償還する
神戸市	0歳～中学校卒業	0歳～高校卒業	なし	3歳～中3の通院のみ： 1医療機関と薬局毎に1日上限400円（2割負担）を 月2回まで（3回目以降無料）
岡山市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	小学生の通院のみ：1割（月上限44,400円）
広島市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠（旧）	＜通院＞ 保護者の所得が一部負担金の基準額未満の場合 小6まで初診料算定時1日500円（月4日まで） 保護者の所得が一部負担金の基準額以上所得限度額未満の場合 未就学児：初診料算定時1日1,000円（月2日まで） 小学校1年生以上：1日1,500円（月2日まで） 第三子以降の子ども：初診料算定時500円（月4日まで） ＜入院＞ なし
北九州市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	＜通院＞ 3歳以上小学校就学前：1医療機関ごと月600円 小学生：1医療機関ごと月1,200円 中学生以上18歳まで月1,600円 ＜入院＞ なし
福岡市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	＜通院＞ 3歳以上～中学生：1医療機関ごと月500円 ＜入院＞ なし
熊本市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	医科：3歳～小学校6年生：1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業：1医療機関ごと月1,200円 歯科：5歳～小学校6年生：1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業：1医療機関ごと月1,200円 調剤：3歳～小学校6年生：1医療機関ごと月700円 中学校1年生～中学卒業：1医療機関ごと月1,200円

2　県内市町村

令和4年10月現在

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金
	通院	入院		
県補助	0歳～小学校就学前	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	4歳以上：通院1回200円、入院1回100円
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	＜通院＞ 0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠(新) ＜入院＞ なし	小学校4～6年生の通院のみ：1回500円 （市民税所得割が非課税の場合は、適用除外）
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳～2歳：なし 3歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	1歳児及び2歳児の保護者の所得が基準額以上の方は、通院1回につき500円までの窓口負担（院外処方及び入院は全額支給） 小学校4年生以上の通院のみ：1回500円 （市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし）
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠（新）	中学生以上の通院のみ：1回500円 （市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし）
横須賀市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
平塚市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
鎌倉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
藤沢市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校6年生まで：なし 中学校1年生以上：児童手当制度に準拠（新）	なし
小田原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで：なし 小学校1年生以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
茅ヶ崎市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	4歳未満：なし 4歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	小学校4～中学校卒業の通院のみ：1回500円（調剤を除く）
逗子市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
三浦市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
秦野市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで：なし 小学校1年生以上：児童手当制度に準拠（新）	なし
厚木市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
大和市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
伊勢原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学生就学前まで：なし 小学校1年生以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
海老名市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
座間市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳：なし 1歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
南足柄市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
綾瀬市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
葉山町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
寒川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
大磯町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
二宮町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
中井町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
大井町	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし
松田町	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし
山北町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
開成町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	3歳未満：なし 3歳以上：児童手当制度に準拠（旧）	なし
箱根町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
真鶴町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
湯河原町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
愛川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし
清川村	0歳～中学校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし

Colors, Future
いろいろって、未来。
川崎市

資料3

「小児医療費助成制度の拡充（案）」について

市民の皆様からの意見を募集します

少子化の進行、新型コロナウイルス感染症の長期化や国際情勢の変化による物価高騰による子育て家庭への大きな影響等、本市の子どもを取り巻く社会経済環境の変化等を背景に、川崎市では、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、小児医療費助成制度の拡充について検討を進めてまいりました。

このたび、「小児医療費助成制度の拡充（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1　募集期間

令和４年１１月２１日（月）から令和４年１２月２０日（火）まで

※郵送の場合は、当日の消印有効です。

※持参の場合は、午前８時３０分から正午まで、午後１時から午後５時１５分まで（土・日曜、祝日を除く）にお持ちください。

2　資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第３庁舎２階）、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含）、各図書館（分館含）、こども未来局こども支援部こども家庭課（川崎市役所第３庁舎１３階）

3　提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、ＦＡＸのいずれかにより、川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課までお寄せください。

- ◆　電子メールは、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用フォームを御利用ください。
（https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html）
- ◆　意見書の書式は自由です。「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス又は住所）」を明記ください。
- ◆　電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆　お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆　記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4　送付先・問合せ先

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課
電話　０４４－２００－２６９５　ＦＡＸ　０４４－２００－３６３８